

インドネシア
地理的表示に関する政令
2007年9月4日制定
2007年9月4日施行

目次

第 I 章 一般規定

第 1 条

第 II 章 地理的表示の範囲

第 1 節 通則

第 2 条

第 2 節 登録することができない地理的表示

第 3 条

第 3 節 地理的表示の保護期間

第 4 条

第 III 章 出願手続

第 5 条

第 6 条

第 IV 章 審査手続

第 1 節 方式審査

第 7 条

第 2 節 実体審査

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 3 節 公告

第 11 条

第 4 節 異議申立及び反論

第 12 条

第5節 実体再審査

第13条

第6節 地理的表示専門家チーム

第14条

第V章 地理的表示の使用及び監督

第1節 地理的表示の使用者

第15条

第2節 地理的表示使用者の監督

第16条

第17条

第18条

第3節 地理的表示使用の監督

第19条

第VI章 外国の地理的表示

第20条

第VII章 補正及び保護の終了

第1節 出願の補正及び取下

第21条

第2節 登録後の要件書の補正

第22条

第3節 地理的表示に係る保護の終了

第23条

第VIII章 地理的表示に係る審判請求

第24条

第IX章 侵害及び訴訟

第1節 地理的表示の侵害

第25条

第2節 訴訟

第 26 条

第 X 章 地理的表示の先使用者

第 27 条

第 XI 章 最終規定

第 28 条

第 I 章 一般規定

第 1 条

本政令において、

1. 地理的表示とは、商品の原産地を示す標識であつて、自然的要因、人的要因又はそれらの組合せを含むその地理的環境要因により、そこで生産される商品に特定の特徴及び品質を与えるものをいう。
2. 出願とは、書面により総局に提出される地理的表示の登録出願をいう。
3. 出願人とは、出願をする者をいう。
4. 生産者とは、商品を生産する者をいう。
5. 知的所有権コンサルタントとは、知的所有権分野の専門知識を有し、特に、特許、商標、工業意匠、及び地理的表示を含むその他の知的所有権分野に係る出願及び手配におけるサービスを提供する者であつて、知的所有権コンサルタントとして総局に登録される者をいう。
6. 代理人とは、知的所有権コンサルタントをいう。
7. 出願日とは、方式上の要件を満たしている出願の受領日をいう。
8. 日とは、就業日をいう。
9. 要件書とは、商品の品質及び特定の特徴であつて、1 の商品を同種の他の商品から識別することができるものの記述についての情報を含む書類をいう。
10. 地理的表示の使用者とは、関連する要件書に従う商品の生産者であつて、総局に登録されたものをいう。
11. 総局とは、大臣の配下にある省の知的所有権総局をいう。
12. 大臣とは、地理的表示を含む知的所有権分野を任務及び責任の範囲とする大臣をいう。

第 II 章 地理的表示の範囲

第 1 節 通則

第 2 条

(1) 第 1 条 1. にいう標識は、商品が生産される場所を示す原産地の名称又はその他の固有の標識であつて、地理的表示により保護されるものとする。

(2) (1) にいう商品は、農産物、加工製品、手工芸品又はその他(1)の規定に従う商品を含む。

(3) (1) にいう標識は、総局において地理的表示総登録簿に登録された後に地理的表示として保護される。

(4) 登録された地理的表示は、公有財産とすることはできない。

(5) (1) にいう標識は、要件書に適合する商品に関してのみ使用することができる。

第2節 登録することができない地理的表示

第3条

地理的表示は、登録出願されている標識が次に該当する場合は登録されない。

- a. 法令、宗教的・道徳的価値、倫理又は公共秩序に反する場合
- b. 商品及び／又はその有用性の特徴、性質、品質、原産地、生産方法に関して公衆を誤認させ又は欺くものである場合
- c. 植物品種名称として既に使用されている地域の地理的名称であって、同一植物品種に使用されるものを構成する場合又は
- d. 一般名になっている場合

第3節 地理的表示の保護期間

第4条

登録された地理的表示は、地理的表示の保護の基礎となった特定の特徴及び品質が存在する限り保護される。

第 III 章 出願手続

第 5 条

(1) 出願は、出願人又はその代理人が、総局に対し出願様式を 3 部提出することにより、書面によりインドネシア語で総局に行う。

(2) (1)にいう出願様式のフォーマット及び内容は、総局がこれを決定する。

(3) (1)にいう出願人は、次の通りとする。

- a. 商品の原産地地域の団体を代表する機関であって、次により構成されるもの
 1. 自然産物又は自然資源に関する事業を行う者
 2. 農産物の生産者
 3. 手工芸品又は工業製品を製作する者又は
 4. 商品の取引業者
- b. そうする権限を付与された機関又は
- c. 商品の消費者団体

第 6 条

(1) 第 5 条にいう出願は、次の方式要件を含まなければならない。

- a. 日、月及び年
- b. 出願人の完全名称、国籍及び住所及び
- c. 代理人を通して出願する場合は、代理人の完全名称及び住所

(2) (1)にいう出願には、次を添付しなければならない。

- a. 代理人を通して出願する場合は、委任状及び
- b. 手数料納付の受領書

(3) (1)にいう出願は、次のものから成る要件書を備えていなければならない。

- a. 出願の対象となる地理的表示の名称
- b. 地理的表示により保護される商品の名称
- c. 一定の商品を同種の他の商品から識別する特定の特徴及び品質に関する説明及び商品が生産される地域に対する関係の記述
- d. 地理的環境及び固有の自然的的要因であって、一体となって、生産される商品の品質又は特徴に影響を与えるものの説明
- e. 地理的表示の対象とする地方及び／又は地域地図の境界線の説明
- f. その地域で生産される商品を指定する上で地理的表示の使用に係る歴史及び伝統の説明。これには関係公衆による地理的表示の認識の説明が含まれる。
- g. 使用される生産方法、処理及び製造方法であって、生産者がその地域において関連する商品を生産し、処理し、製造することを可能にするものの説明
- h. 生産される商品の本質を管理するために使用される方法の説明、及び
- i. 商品において使用され、地理的表示を含むラベル

(4) (3) (e)にいう地理的表示の対象とする地方及び／又は地域地図の境界線の説明には、関連する当局からの推奨がある。

第 IV 章 審査手続

第 1 節 方式審査

第 7 条

(1) 総局は、出願の受領日から 14 日以内に、第 5 条及び第 6 条にいう出願要件の完全性に関する方式審査を行うものとする。

(2) 出願が第 5 条、第 6 条(1)、第 6 条(2)(b)、及び第 6 条(3)にいう要件を満たしている場合は、総局は出願番号を付与する。

(3) (2)にいう要件に関して不備がある場合は、総局は、出願人又はその代理人に書面通知を出し、遅くとも当該通知の受領日から 3 月の期間内に要件のすべてを満たすよう求める。

(4) (3)にいう期間内に要件のすべてが満たされない場合は、総局は、出願人又はその代理人に対し、出願は取り下げられたとみなす旨を書面により通知し、地理的表示公報においてそれを公告する。

(5) (4)にいうように出願が取り下げられたとみなす場合は、総局に納付済みの手数料は返還されない。

第2節 実体審査

第8条

- (1) 第7条(2)にいう要件の完全履行から1月以内に、総局は、出願を地理的表示専門家チームへ移送する。
- (2) 地理的表示専門家チームは、(1)にいう出願の受領日から2年以内に出願に関する実体審査を行う。
- (3) (2)にいう実体審査は、第1条(1)、第3条及び第6条(3)に基づいて行われる。
- (4) 地理的表示専門家チームが、出願は(3)にいう登録に関する規定を満たしていると判断する場合は、地理的表示専門家チームは、総局に対し、当該地理的表示は地理的表示総登録簿に登録されるべきとする提案書を提出する。
- (5) (2)にいう実体審査は、手数料の納付を条件とする。
- (6) (5)にいう実体審査手数料は、出願の公告期間終了の前に納付しなければならない。
- (7) 実体審査手数料が(6)にいう期間内に納付されない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。

第9条

- (1) 地理的表示専門家チームが地理的表示の登録は第8条(4)にいうように登録できることを承認する場合は、地理的表示専門家チームは、総局に対し、要件書を含む地理的表示に関連する情報を、地理的表示専門家チームからの提案の受領日後30日以内に地理的表示公報において公告するよう提案する。
- (2) 地理的表示専門家チームが出願は拒絶すべきものと声明する場合は、総局は、地理的表示専門家チームからの提案の受領日後30日以内に、その理由を記載して出願人又はその代理人に書面により通知する。
- (3) (2)にいう拒絶通知の受領日後3月以内に、出願人又はその代理人は、理由を述べて拒絶に対する応答をすることができる。
- (4) 出願人又はその代理人が(3)にいう拒絶への応答をしない場合は、総局は、出願の拒絶に関する決定を下し、この決定を出願人又はその代理人に通知する。
- (5) 出願人又はその代理人が(3)にいう拒絶への応答を提出する場合は、総局は、当該応答の受領後30日以内に、応答を地理的表示専門家チームに回付する。

第10条

- (1) 地理的表示専門家チームは、第9条(5)にいう応答の受領後3月以内に再審査を行い、決定を提案する。
- (2) 地理的表示専門家チームが第9条(3)にいう応答を承認する場合は、総局は、(1)にいう提案された決定に基づいて、地理的表示及び要件書を地理的表示公報において公告する。
- (3) 地理的表示専門家チームが第9条(3)にいう応答を承認することができない場合は、総局は、出願の拒絶に関する決定を下す。
- (4) 総局は、30日以内に、第9条(4)及び第10条(3)にいう拒絶の決定について、その理由を記載して出願人又はその代理人に書面で通知する。

- (5) 出願が拒絶された場合は、総局に納付済みのすべての手数料は返還されない。
- (6) 出願人又はその代理人は、(4)にいう拒絶決定通知の受領日後 3 月以内に、商標審判委員会に審判請求を提出することができる。
- (7) 商標審判委員会への審判請求提出に係る手数料は、当該審判請求の提出時に納付しなければならない。

第3節 公告

第11条

(1) 総局は、地理的表示の登録又は拒絶の承認日から10日以内に、当該決定を地理的表示公報において公告しなければならない。

(2) 地理的表示が(1)にいうように登録された場合は、地理的表示公報における公告は、出願番号、出願人の完全名称及び完全住所、代理人の完全名称及び完全住所、出願日、関連する地理的表示、並びに要件書の要約を含むものとする。

(3) 地理的表示が(1)にいうように拒絶された場合は、地理的表示公報における公告は、出願番号、出願人の完全名称及び完全住所、代理人の完全名称及び完全住所、並びに登録出願対象の地理的表示の名称を含むものとする。

(4) (2)にいう公告は、3月間行われる。

第4節 異議申立及び反論

第12条

(1) 第11条(2)にいうように公告された地理的表示に関し、第11条(4)にいう公告期間中は、何人も、総局に対し、手数料を納付して書面による異議申立(3部)を提出することができる。

(2) (1)にいう異議申立は、当該出願が本政令に基づいて登録されるべきでないこと、又は拒絶されるべきであることの理由を十分な証拠を付して記載しなければならない。

(3) (1)にいう異議申立は、登録出願の対象とする地理的表示の範囲内にある地域又は地方の境界領域に関しても提出することができる。

(4) (2)及び／又は(3)にいう異議申立の場合は、総局は、異議受領日から14日以内に、当該異議申立の写しを出願人又はその代理人に送付する。

(5) 出願人又はその代理人は、異議申立の写しの受領後2月以内に、(4)にいう異議申立への反論を総局に提出する権原を有する。

第5節 実体再審査

第13条

(1) 第12条(5)にいう反論の場合は、地理的表示専門家チームは、反論を考慮に入れて地理的表示出願の実体再審査を行う。

(2) (1)にいう実体再審査は、第12条(5)にいう反論の提出期限から6月以内に遂行しなければならない。

(3) 第12条(1)にいう異議申立がない場合は、総局は、当該地理的表示を地理的表示総登録簿に登録する。

(4) (1)及び(2)にいう実体再審査の結果異議申立は受理可能であることが示された場合は、総局は、当該地理的表示は拒絶された旨を書面により出願人又はその代理人に通知する。

(5) (4)にいう拒絶決定の受領から3月以内に、出願人又はその代理人は、商標審判委員会へ審判請求を提出することができる。

(6) (1)及び(2)にいう実体再審査の結果異議申立は受理できないことが示された場合は、総局は、当該地理的表示を地理的表示総登録簿に登録する。

(7) 実体再審査の決定から30日以内に、総局は、当該決定を地理的表示公報において公告する。

第6節 地理的表示専門家チーム

第14条

(1) 地理的表示専門家チームは、組織機構外の集団であり、要件書の評価を行い、かつ、国内地理的表示の登録、修正、取消及び／又は監督に関して検討／勧告を総局に提供する。

(2) (1)にいう地理的表示専門家チームの構成員は、地理的表示の分野での専門知識を有する専門家から成り、次の通りである。

- a. 総局の代表者
- b. 農業、工業、商業担当の省、及び／又は関連する省の代表者
- c. 商品の品質の監督及び／又は管理を遂行することを授権された機関又は庁の代表者及び／又は
- d. その他の適格専門家

(3) (2)にいう地理的表示専門家チームの構成員は、5年間の任期で大臣により構成され、解散される。

(4) 地理的表示専門家チームは、地理的表示専門家チーム構成員の中から構成員によって選ばれた者が議長を務める。

(5) (1)にいう任務及び職務を行うに際し、地理的表示専門家チームは、専門知識を構成員要件とする技術評価チームの援助を受けるものとする。

(6) (5)にいう技術評価チームは、地理的表示専門家チームからの勧告に基づいて総局が設置する。

第 V 章 地理的表示の使用及び監督

第 1 節 地理的表示の使用者

第 15 条

(1) 地理的表示を使用したい生産者は何人も、法律及び規則に従って手数料を納付の上総局に対し地理的表示の使用者としての申請をしなければならない。

(2) (1)にいう生産者は、総局が指定し、権限を有する当局の勧告を備えた宣言様式に記入する。

(3) (2)にいう要件の達成後 30 日以内に、総局は、地理的表示の使用者・生産者を地理的表示使用者総登録簿に登録し、かつ、その者の名称及び関連する情報を地理的表示公報において公告する。

第2節 地理的表示使用者の監督

第16条

(1) 何人も、地理的表示使用者に関する観察結果であつて、地理的表示で保護された商品に関する要件書に記載された情報が履行されていない旨のものを管轄当局へ提出し、写しを総局に送付することができる。

(2) (1)にいう観察結果は、その証拠及び論拠を含んでいなければならない。

(3) (1)にいう観察結果の受領後7日以内に、総局は、監督所見を地理的表示専門家チームに提出する。

(4) (3)にいう観察結果の受領後6月以内に、地理的表示専門家チームは、観察結果を審査し、その審査結果を総局に伝えるが、これには当局が取るべき措置も含まれる。

第17条

(1) 第16条(4)にいう審査結果の受領後30日以内に、総局は、登録された地理的表示使用者の取消を含めて、取るべき措置に関する決定を下す。

(2) 総局が登録された地理的表示使用者の取消を決定した場合は、登録された地理的表示使用者は地理的表示使用者総登録簿から除去され、更に、地理的表示を使用する資格がないものと宣言される。

(3) (2)にいう登録された地理的表示使用者の取消についての異論は、取消決定の受領日から最大3月以内に商務裁判所に提起することができる。

(4) (2)にいう取消決定から30日以内に、総局は、当該決定を地理的表示公報において公告する。

第18条

(1) 登録された地理的表示使用の抹消は、登録された地理的表示使用者の発意により提出することができる。

(2) (1)にいう抹消が提出された場合は、登録された地理的表示使用者は、地理的表示使用者総登録簿から除去され、地理的表示の使用不適格と宣言される。

(3) (2)にいう抹消決定から30日以内に、総局は、当該決定を地理的表示公報において公告する。

第3節 地理的表示使用の監督

第19条

(1) 地理的表示専門家チームは、インドネシア共和国の領域における地理的表示の使用に係る監督を企画し、監視する。

(2) (1)にいう職責を実行するに際し、地理的表示専門家チームは、検討又は職責を実行する上で、一定の商品分野の技術的専門家から成る技術監督チームの援助を受けることができる。

(3) (2)にいう技術監督チームは、次のものから構成することができる。

- a. 地域レベル及び中央レベルの両方で監督を行う権限を有する機関及び／又は
- b. 地理的表示により保護された商品に関する検査／監督を実行する権限を有する機関として認定された民間機関又は非政府機関

(4) (3)にいう既に認定された機関の一覧は、地理的表示専門家チームにより常に更新され、然るべく監視される。

(5) (3)にいう既に認定された機関の一覧は、公衆の閲覧に供され、地理的表示使用者の参照資料として使用される。

(6) (2)にいう技術監督チームは、地理的表示専門家チームからの勧告に基づいて総局により設置される。

第 VI 章 外国の地理的表示

第 20 条

- (1) インドネシア共和国の領域外に居住し、又は恒久的住居を有する出願人による出願は、インドネシアにおけるその代理人又は地理的表示の原産国のインドネシアにおける外交代表者を通してしなければならない。
- (2) (1)にいう出願は、地理的表示がその原産国において有効な規定に従って認知されており及び／又は登録されている場合にのみ登録することができる。
- (3) 第 7 条にいう出願の方式要件の完全性に対する審査の規定は、外国の出願に対しても適用される。
- (4) (1)、(2)及び(3)にいう要件規定を満たしている外国の出願の場合は、総局は、出願は登録のために承認できると決定し、第 11 条にいう公告を行う。
- (5) 総局は、外国の出願が(1)、(2)及び／又は(3)にいう要件を満たしていない場合は、これを拒絶する。
- (6) (5)にいう拒絶は、拒絶決定から 30 日以内に、インドネシアにおける代理人又は外交代表者を通して出願人に通知される。
- (7) 公告、異議申立及び反論の手續並びに本政令における審判請求に関する規定は、外国の出願に対して準用する。
- (8) 登録された外国の出願は、本政令の規定に従って保護が与えられる。

第 VII 章 補正及び保護の終了

第 1 節 出願の補正及び取下

第 21 条

- (1) 第 6 条及び第 20 条にいう出願の補正は、当該出願が第 11 条にいうように地理的表示公報において公告されているのでない場合にのみ提出することができる。
- (2) 第 6 条及び第 20 条にいう出願の取下は、総局が地理的表示の登録決定を下す前にのみ行うことができる。
- (3) 出願が(2)にいうように取り下げられた場合は、総局に納付済みの手数料は、一切返還されない。

第2節 登録後の要件書の補正

第22条

- (1) 出願人は、科学技術の発展又は地理的境界線の変更に従って要件書の補正請求を提出することができる。
- (2) (1)にいう要件書の補正請求は、根拠及び補正内容を添えて書面により総局に提出しなければならない。
- (3) (1)にいう要件書の補正請求が受理可能である場合は、総局は、要件書の補正を地理的表示公報において公告する。
- (4) 要件書の補正は、第11条にいう公告及びに第12条にいう異議申立及び反論に関する規定に従わなければならない。
- (5) 総局が要件書の補正請求を拒絶した場合は、出願人又はその代理人は、商標審判委員会に審判請求をすることができる。
- (6) (5)にいう審判請求は、拒絶決定の受領後3月以内に提出しなければならない。

第3節 地理的表示に係る保護の終了

第23条

- (1) 地理的表示専門家チームを含めて何人も、地理的表示の保護が付与される根拠となった特定の特徴及び／又は品質がもはや存在しない旨の観察結果を総局に提出することができる。
- (2) (1)にいう観察結果が地理的表示専門家チームからのものでない場合は、総局は、観察結果の受領日後30日以内に、当該観察結果を地理的表示専門家チームに送付する。
- (3) (2)にいう観察結果の受領後6月以内に、地理的表示専門家チームは審査を行い、その決定及び取られるべき措置を総局に通知する。
- (4) (3)にいう決定の受領後30日以内に、総局は、地理的表示専門家チームの決定及び取るべき措置を、地理的表示の取消も含め考慮に入れるものとする。
- (5) 地理的表示の取消の場合は、総局は、当該決定の受領後14日以内に、出願人又はその代理人及び第15条(3)にいう地理的表示の使用者に書面により通知する。
- (6) (5)にいう取消決定から30日以内に、総局は、当該決定を地理的表示公報において公告する。
- (7) (6)にいう公告は、地理的表示の取消及び地理的表示使用者による使用の終了を記載する。
- (8) (5)にいう地理的表示の取消に対する異論は、取消決定の受領後3月以内に商務裁判所に提起することができる。

第 VIII 章 地理的表示に係る審判請求

第 24 条

(1) 出願人又はその代理人は、第 9 条(4)、第 10 条(3)、第 13 条(4)及び第 22 条(5)にいう出願の拒絶に対して商標審判委員会に審判請求を提出することができる。

(2) (1)にいう審判請求は、第 10 条(6)、第 13 条(5)及び第 22 条(6)にいう期間内に商標審判委員会に書面により提出するものとし、手数料の納付を条件とする。

(3) 地理的表示に係る審判請求の規定は、商標に関する法律 2001 年 No. 15 第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条及び第 34 条の規定並びにその施行規則を準用する。

第 IX 章 侵害及び訴訟

第 1 節 地理的表示の侵害

第 25 条

地理的表示の侵害は、次のものを含む。

- a. 要件書を満たさない商品について直接的又は間接的に、商業目的で地理的表示を使用すること
- b. 保護されている、又は保護されていない商品上で直接的に又は間接的に、次のことを意図して、商業目的で地理的表示の標識を使用すること
 1. その商品の品質は地理的表示で保護された商品のものと等しい旨を示すこと
 2. 当該使用から利益を得ること、又は
 3. 地理的表示の名声から利益を得ること
- c. 商品の原産地に関して公衆の誤認を招くような地理的表示の使用
- d. 商品の原産地が記載されているにも拘わらず、地理的表示の不法に使用すること
- e. 模倣その他の濫用であって、次のものへの記載から示される商品の原産地又はその品質に関して誤認を招く虞のあるもの
 1. 包装
 2. 広告情報
 3. 商品に関する文書の情報、又は
 4. 商品が包装されている場合にその出所について誤認を招く可能性がある情報、又は
- f. 商品の真の出所について公衆の誤認を招く可能性のあるその他の行為

第2節 訴訟

第26条

(1) 第25条にいう侵害に対する訴訟は、商標に関する法律2001年No.15第57条(1)及び第58条の規定に従って提起する。

(2) (1)にいう訴訟は、次の者が提起できる。

- a. 地理的表示を使用する権原を有する生産者
- b. 地域社会を代表する機関、又は
- c. そうする権限を与えられた機関

(3) 地理的表示についての訴訟提起の手續に関する規定は、商標に関する法律2001年No.15第80条の規定を準用する。

第 X 章 地理的表示の先使用者

第 27 条

(1) 商標に関する法律 2001 年 No. 15 第 56 条(8)にいう標識の使用の場合において、同一又は類似の種類の商品に係る地理的表示の登録出願の出願日以前に地理的表示を使用する権原を有さない他人により善意で使用されていた標識が存在するときは、当該他人は、標識が地理的表示として登録された日から 2 年間当該標識を使用することができる。ただし、その他人が商品の原産地に関する真実を宣言し、標識の使用が登録された地理的表示を誤認させるものでないことを保証することを条件とする。

(2) 商標に関する法律 2001 年 No. 15 第 56 条(8)にいう標識が、同一又は類似の種類の商品に係る地理的表示の登録出願の出願日以前に標章として登録され又は使用されており、その後地理的表示として登録された旨宣言された場合は、地理的表示を使用する権原を有さない他人による標章としての標識の善意による使用は、依然として認められる。ただし、その他人が商品の原産地に関する真実を宣言し、標章の使用が登録された地理的表示を誤認させるものでないことを保証することを条件とする。

第 XI 章 最終規定

第 28 条

本政令は、公布の日から効力を有する。

公衆への周知のために、本政令はインドネシア共和国官報に掲載することにより公布することが命じられた。